

○鎌倉市請負工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するため、工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定の対象となる工事は、鎌倉市工事検査規程（昭和51年8月20日庁達第3号）第2条に規定する工事とする。

(評定の項目)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、技術力、創意工夫、社会性等並びに法令遵守等の項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、鎌倉市工事監督要領第2条第3項に規定する主任監督員及び同条第4項に規定する監督員並びに鎌倉市工事検査規程（昭和51年8月庁達第3号）第5条第1項及び第2項に規定する検査員とする。

(検査)

第5条 評定の検査は、しゅん功検査及び一部完成検査（引渡しを受けるものに限る。）とする。

(評定の方法)

第6条 評定は、工事ごとに評定者が、独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事の成績の採点は、別に定める「考査項目別運用表」に基づき工事成績採点表（第1号様式）及び細目別評定点採点表（第2号様式）に評定点及び所見を記載することにより行う。

3 評定の結果は、工事（しゅん功・一部完成）検査成績書に評定点を記載することにより行う。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定の結果が判明したときは、速やかに工事成績評定通知書（第3号様式）により評定点を当該工事の受注者に通知するとともに、これを公表するものとする。

2 前項の公表期間は、検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

(評定の説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、評定の結果に疑義があるときは、当該通知のあった日から起算して14日以内に工事評定疑義申出書（第4号様式）を検査事務を分担掌理する契約検

査課担当課長（以下「検査担当課長」という。）を経由して市長に提出し、その説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により評定の結果について説明を求められたときは、次条に規定する鎌倉市請負工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に調査させ、その調査結果を踏まえ、工事成績評定に係る説明書（第5号様式）により回答するものとする。

（請負工事成績評定評価委員会）

第9条 前条の規定により評定の結果について市長から調査を求められた場合にその内容を調査検討し、市長に報告するため、契約検査課に評価委員会を置く。

- 2 評価委員会は、次の職員をもって構成する。

- （1） 検査担当課長及び契約事務を分担掌理する契約検査課担当課長（以下「契約担当課長」という。）
- （2） 担当の工事担当課長
- （3） 担当の工事担当係長等
- （4） 担当の監督職員
- （5） 担当の検査職員

- 3 評価委員会の委員長は検査担当課長、副委員長は契約担当課長及び担当の工事担当課長をもって充てる。

- 4 委員長は、評価委員会を招集して、会務を総理する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年5月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、平成15年4月1日以後に契約を締結する工事から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、平成16年4月1日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、平成17年4月1日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年3月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年(2026年)5月26日から施行する。